

カード規定等目次			カード規定等目次		
番号	<u>(削除)</u>	<u>ページ</u>	番号	<u>内 容</u>	<u>(追加)</u>
1	<u>カード規定</u>	<u>1</u>	1	<u>J Aキャッシュカード規定</u>	<u>(追加)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		2	<u>J Aキャッシュカード＜普通貯金無利息型＞規定</u>	
<u>2</u>	IC カード規定	<u>8</u>	3	I Cカード規定	<u>(追加)</u>
<u>3</u>	法人用 IC カード規定	<u>15</u>	4	法人用 I Cカード規定	<u>(追加)</u>
<u>4</u>	JA カード（一体型）規定	<u>20</u>	5	J Aカード（一体型）規定	<u>(追加)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		6	<u>J Aカードローン（約定返済型）カード規定</u>	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		7	<u>全国農協保証センター保証付 J Aワイドカードローンカード規定</u>	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		8	<u>三菱UF J ニコス保証付 J Aカードローンカード規定</u>	

ICカード規定	I Cカード規定
1 カードの利用 (1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）<u>貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）</u>について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>同一名義で当組合に開設された全ての</u>貯金口座<u>または貸越口座</u>について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。 ① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、</u>カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。） ② 当組合<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、</u>カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。） ③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④ 当組合（<u>削除</u>）と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（<u>以下「マルチペイメント収納機関」といいます。</u>）に対して、当組合（<u>削除</u>）の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（<u>以下「Pay-easy（ペイジー）」</u>）と利用する場合。<u>また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合</u> ⑤ 当組合<u>または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等</u>を行う場合 ⑥ <u>当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u> ⑦ その他当組合所定の取引をする場合	1.（カードの利用） (1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）<u>および貯蓄貯金（追加）</u>について発行した I Cチップを搭載した I Cキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>それぞれ当該</u>貯金口座（<u>追加</u>）について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。 ① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>および</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して（<u>追加</u>）カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合。（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。） ② 当組合<u>および</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して（<u>追加</u>）カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。） ③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④ 当組合<u>および一部の提携組合</u>と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（<u>追加</u>）に対して、当組合<u>および一部の提携組合が保有する県内</u>の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（<u>追加</u>）を利用する場合（<u>追加</u>） ⑤ 当組合<u>および</u>提携組合の<u>窓口で入金および払戻し</u>を行う場合（<u>追加</u>） ⑥ その他当組合所定の取引をする場合
2 <u>入金</u> (1)、(2) 省略	2.（<u>貯金機による入金</u>） (1)、(2) 省略

<u>(3) 入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。また、ピンパッドによる窓口での入金は、カード読取装置設置窓口のみの取り扱いとします。</u> <u>(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>	<u>(追加)</u>
3 <u>払戻し</u> (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカード <u>(削除)</u> を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>通帳および</u>払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。 (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第<u>5</u>条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 <u>(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。また、ピンパッドによる窓口での出金は、カード読取装置設置窓口のみの取り扱いとします。</u> <u>(5) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>	3. <u>(支払機による払戻し)</u> (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカード<u>または通帳</u>を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>(追加)</u> 払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。 (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第<u>6</u>条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 <u>(追加)</u>
<u>(削除)</u> ※以下、「8 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入」まで項番繰り上げ	<u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u> 省略
4 振込機による振込 振込機を使用して<u>カードローンの貸越を受け、または</u>振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における <u>(削除)</u> 払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	5. <u>(振込機による振込)</u> 振込機を使用して <u>(追加)</u> 振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における <u>貯金の</u>払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
5 自動機利用手数料等 (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>(削除)</u> には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2) 自動機利用手数料は、入金および貯金払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。<u>また、貸越および返済時にも自動機利用手数料を徴収することがあります。</u>なお、入金提携先・出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から各提携先に支払います。 (3) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。<u>また、カードローンの貸越を受けて振込の依頼をする場合にも振込手数料を徴収することがあります。</u>	6. <u>(自動機利用手数料等)</u> (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>(カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。)</u> には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2) 自動機利用手数料は、入金および貯金払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。<u>(追加)</u> なお、入金提携先・出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から各提携先に支払います。 (3) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。<u>(追加)</u>
7 貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い 停電、故障等により貯金機、支払機<u>または</u>振込機 <u>(削除)</u> による取り扱いができない<u>場合に</u>	8. <u>(貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> 停電、故障等により貯金機、支払機、<u>振込機等</u>による取扱いができない<u>ときは</u>、カードによる取引

は、カードによる取引を一時行わないことがあります。	を一時行わないことがあります。
8 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入 カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口にて提出された場合に行います。<u>（削除）</u>	9.（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入） カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口にて提出された場合に行います。<u>また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</u>
<u>9 本人確認</u> <u>（1）当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。</u> <u>（2）カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u> <u>（3）当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u> <u>（4）当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u>	<u>（追加）</u>
10 カード・暗証の管理等 <u>（削除）</u>	10.（カード・暗証の管理等） <u>（1）当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u> <u>（2）カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる（削除）払戻し停止の措置を講じます。</u> <u>（2）当組合または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11および12 に定める場合にはこの限りではありません。</u> （3）カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。
13 カードの紛失、届出事項の変更等 （1）カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>およびタブレット等</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>およびタブレット等</u>の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	13.（カードの紛失、届出事項の変更等） （1）カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>（追加）</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>（追加）</u>の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。

【改正後】	【改正前】
(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。
16 解約、カードの利用停止等 (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合 <u>またはカードローン取引が終了した場合（ただし、JAローンカード（キャッシュカード）に限る。）</u>、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型（決済用）規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、<u>（削除）</u>カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。 (2)、(3) 省略	16.（解約、カードの利用停止等） (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合 <u>（追加）</u>、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型（決済用）規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、<u>本</u>カードの I C 部分を切断のうえ破棄してください。 (2)、(3) 省略
18 規定の適用 (1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書<u>や契約書等関連規定</u>（ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。 (2)、(3) 省略	18.（規定の適用） (1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびにJ Aカードローン取引約定書、<u>J Aカードローンカード規定</u>（ただし、当組合とJ Aカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。 (2)、(3) 省略
<u>(2025 年 6 月 1 日現在)</u>	<u>(2020年12月1日現在)</u>

法人用 IC カード規定	法人用 I C カード規定
1 カードの利用 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。 ①～③ 省略 ④ 当組合 <u>（削除）</u> と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等 <u>（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）</u> に対して、当組合 <u>（削除）</u> の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス <u>（以下「Pay-easy（ペイジー）」</u> <u>といいます。）</u> を利用する場合。<u>また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合（削除）</u> ⑤ その他当組合所定の取引をする場合	1.（カードの利用） 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。 ①～③ 省略 ④ 当組合 <u>および一部の提携組合</u> と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等 <u>（追加）</u> に対して、当組合 <u>および一部の提携組合が保有する県内</u> の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス <u>（追加）</u> を利用する場合 <u>（追加）</u> ⑤ <u>当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合</u> ⑥ その他当組合所定の取引をする場合
3 支払機による払戻し (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカード <u>（削除）</u> を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>通帳および</u>払戻請求書の提出は必要ありません。 (2)、(3) 省略	3.（支払機による払戻し） (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカード <u>または通帳</u> を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>（追加）</u> 払戻請求書の提出は必要ありません。 (2)、(3) 省略
6 自動機利用手数料等 (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>（削除）</u> には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)、(3) 省略	6.（自動機利用手数料等） (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）</u> には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)、(3) 省略
8 貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い 停電、故障等により貯金機、支払機 <u>または</u>振込機 <u>（削除）</u> による取り扱いができない <u>場合には</u>、カードによる取引を一時行わないことがあります。	8.（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） 停電、故障等により貯金機、支払機、<u>振込機等</u> による取扱いができない <u>ときは</u>、カードによる取引を一時行わないことがあります。
9 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入 カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および提携組合の窓口提出された場合に行います。<u>（削除）</u>	9.（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入） カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および提携組合の窓口提出された場合に行います。<u>また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</u>
<u>（2025 年 6 月 1 日現在）</u>	<u>（2020年12月1日現在）</u>